

古代中国帝王の巡幸と禁苑

馬 彪

はじめに

日本語に「政」の「まつりごと」という訓は、祭りが社会統制のために行事であった日本古代の祭政一致を現している。実は、中国の古代も同じだった。

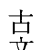
しかし、「政」(まつりごと)を都で行うことはどの国や民族も当然なことであるが、古代中国の帝王たちはなぜ巡狩や巡幸という形でも行ったのか、彼らは巡狩や巡幸先はどこで政治活動を行ったのかという問題を通して、本稿では巡幸と禁苑の変遷から古代中国帝王の政(まつりごと)について検討したい。



一 帝王の政と殷周秦時代の巡幸

古代における帝王の主な政事は二つあったと考えられる。それは祀りと戦争である。『左伝』成公十三年に「国の大事は祀と戎とに在り。祀に執膳有り、戎に受賑有り。神の大節なり。(國之大事在祀與戎。祀有執膳、戎有受賑。神之大節也。)」とある。楊伯俊の注に「膳、祭祀

祖廟之肉、祭畢、分與有關人員。執膳與受賑均為與鬼神交際之大節」と解釈した。「賑」とは『説文解字』に「社肉なり。」とあり、『国語』晋語に「賑を社に受く」とある。白川静『字通』では「軍行のときはその社肉を奉じて出行した。」と解釈した。ゆえに、古代国としての最も大事な祀りと戦争とも祭祀にあたって、前者は祖廟での祭りであり、後者は社稷での祭りであり、いずれも鬼神と交わる大節である。

1、殷王・周天子・秦皇帝權威の成立

古文字専門家の研究によって甲骨文のとは「王」という意味であり、王位を象徴する神聖な儀器としての鉞頭の形である。文様を多く施した、非実用的な青銅の鉞(マサカリ)が多数出土した。儀器が王権の象徴として玉座の前におかれる¹⁾。

周王朝の王は「天子」と呼ぶ。天は人の頭、顛頂(甲骨文字にやと書く)の意味である。「天子」(天帝の子の意)は天命を受けて人民を定める者。

秦王(皇)朝になってから王様は「皇帝」と自称して、中国のファーストエンペラーが誕生した。それは有名な秦の始皇帝である。

「皇帝」という名前の由来については、もとは皇とは王位の象徴たる玉飾の鉞であり、王・天子・神・神霊の意味である。帝とは神を祀るとき祭卓の形であり、あまつかみの意味である。

金文の〔宗周鐘〕が「皇上烈百年、余（ワレ）小子を保つ」のようになっているのは、すでに皇天を人格化し神格化する觀念があつたものであろう。

『史記』秦始皇本紀に記したことがある。秦王が全国を統一して、秦国の大臣たちは王様の「名号」を議論したとき、「昔者五帝地方千里、其外侯服夷服諸侯或朝或否、天子不能制。今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海内爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及。臣等謹與博士議曰：『古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴。』臣等味死上尊號、王爲『泰皇。』」と提案した。秦王は「去『泰』、著『皇』、采上古『帝』位號、號曰『皇帝』。他如議。」（中略）朕爲始皇帝。後世以計數、二世三世至于萬世、傳之無窮。」と自ら「皇帝」という名号を決めた。

殷王朝の王たちが巡狩を行う史料は甲骨文によく見られる。例えば、

壬午、王田于麥麓、獲商兕、王賜宰豐寢小貺。（『佚』518『補編』11299[15]）

某年某月の壬午の日、商王が出かけ麥麓で田狩し、商兕を獲る。王は宰の豊と寢に小貺を賜う。

兕とは大型野牛である。『説文解字』に「野牛の如くにして青色、其の皮は堅厚、鎧を制るべし。」とある。珍しい獣を獲つたので、巡狩の大成功として臣下を慰勞した。

周天子に関する極めて似たような史料がある。

甲辰、天子獵于滲澤、于是得白狐・玄貉焉。以祭于河宗。（『穆天子伝』卷一）

某年某月壬午の日、周天子が滲沢で田狩しそこで白狐・玄貉を得。以て河宗で祭つた。

秦王朝の皇帝にもほぼ同じような史料がある。

三十七年十月癸丑、始皇出游。（中略）乃令入海者齎捕巨魚具、而自以連弩候大魚出射之。自琅邪北至榮成山、弗見。至之罘、見巨魚、射殺一魚。遂並海西。（『史記』始皇本紀）

三十七年十月癸丑の日、始皇が出游した。（中略）海上に行く者に巨魚を捕える道具を持たせ、巨魚が出たら、始皇自ら連発の弩で射ようと、琅邪から北に榮成山まで行ったが、ついに現れなかった。之罘に行くと巨魚が出たので、一魚を射殺した。

つまり、上古における歴代の帝王は「帝」「王」「天子」「皇帝」との

称号はそれぞれであるが、いずれも巡狩や巡幸をしながら政治を行うという共通点があるので、その所以を追究したい。

2、殷周帝王の巡幸

巡狩とは、『孟子』梁惠王下に「天子諸侯に適（ゆ）くを巡狩と曰ふ。巡狩とは守る所を巡るなり（天子適諸侯曰巡狩。巡狩者巡所守也）」とある。同じ意味で巡幸ともいう。『書』舜典に「歳二月、東巡守、至于岱宗、柴。」とあり、孔伝に「諸侯為天子守土、故称守。巡、行之。」と解釈した。つまり、天子が諸侯が守るところに行き、視察することが巡狩である。

古代において、国の大事は祭祀と軍事にあるので、君主たちの巡幸も戦闘地・辺境地への巡幸と祭祀の巡幸という二種類がある。また、祭祀は祖先神祭と自然神祭の二大系統に分かれているが、祭祀巡幸は自然神を祭ることが多い。

まずは、殷王朝における「祀と戎」について考えよう。殷王朝における祖霊祭りは内外祭祀に分かれる。

殷の王室内部の祭りでは、史とよばれるものが祖霊に祝告する祭りをつかさどる。それが内祭である。

まったりはときに外部の諸神に対して行われる外祭もあり、そのときには、祭りの使者を派遣した。外祭の対象とするのは他氏族と各地の王族である。使者の替りに君主が自ら地方に行つて祭つたのは、殷王朝君主たちの巡幸である。その例の一つは征服された異族霊の「威靈

（神霊の威）」を支配することである。殷時代の戦争は、国を滅ぼしても、その人民を殺さなかった。征服者の君主は戦場であつた巡幸先で、祭祀によってその奉ずる神を支配し、その威霊を支配にした。（白川静『神聖王朝の構造』、『白川静著作集I』を参照。）

周天子の巡幸に見える祭祀も祖先と自然神の祭りがある。『左伝』定公四年に「（前略）相土の東都を取りて、以て王の東蒐に會せしむるなり。」とあり、杜預の注には「湯沐の邑と為して、王の東の巡守に、以て泰山を祭るを助く。」と。

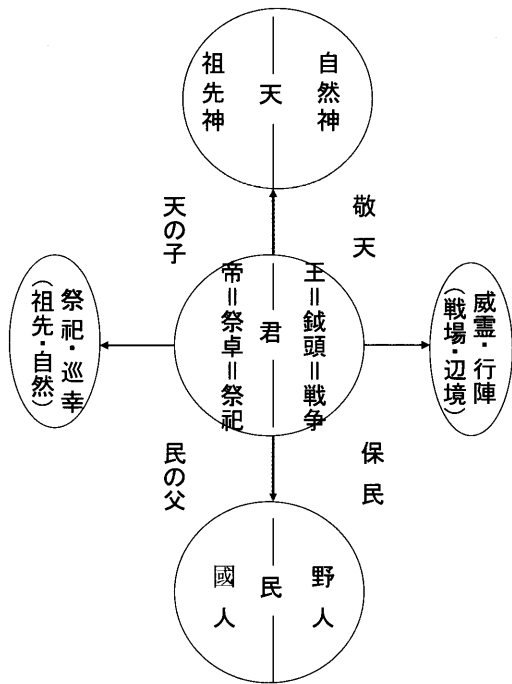
『史記』封禪書には「天子は天下の名山大川を祭る。」と言っているように、この周天子の泰山の祭りは自然神祭祀であつた。つまり周天子の巡幸には諸侯と共同で自然神祭祀を行うという役割があつた。

また、祖先神の祭祀について、例えば周の昭王期の啓卣にはこの周昭王の巡幸の際に「啓」という人物が、殷の王である祖丁の青銅器を作り、それで祭祀を行つてということが記されている。これは周天子の巡幸に参加した氏族長がそこで祖先祭祀を行つたということが考えられる。

下図のように図化してみると、古代君主は自分が天上に存在する祖先の霊や自然万物の霊を祭る役割するもの、いわゆる「敬天」する義務があると信じているので、祭卓の形となる「帝」と自称した。その同時に君主たちは自分が天の子供である「天子」として、地上にいる民の君主であり、敵と戦う「保民」の任務を荷う者だとして、鉞の形とする「王」と自称した。そうすれば「帝」や「王」と呼ぶ君主は

「天」と「人（民）」の間にある特別な存在として、古代の天人関係をコントロールできる人物として存在する。かれらは「王」として戦場に立ち民を守り、「帝」として諸神をつつしんでその命令を受けて人民を管理するのである。そのいわゆる「天人の際」という古代国家原理に従って、帝王たちの最も大事な仕事は「祀と戎」で、祖先や自然の神を祭り、外敵や被征服者に威力を示す。しかも、「祀」と「戎」をいずれも都で行うのみならず、全土をまわす「巡幸」をしなければならなかった。つまり、巡幸とは古代「祀と戎」という国の大事を執行する極めて重要な手段ともいえよう。

天人関係中の君主の祭祀と巡幸 (天子は天と民のバランスをとる中軸)



3、始皇帝の祭祀巡幸

秦の始皇帝は、統一の翌年の紀元前220年から死去の紀元前210年までの10年間に、5回も中国全土を巡幸し、政治は巡幸先から行った。

第一回の巡幸は、秦国の西北辺境への軍事巡幸ともいえ、全国統一した後、匈奴を攻撃する戦略を決めた。しかし、祖廟がある雍城の回中宮にも行ったので、祖祭を行ったかもしれない。

全国を統一したあと、5回におこなった巡幸中、4回は旧六国地域への祭祀巡幸であった。その目的は全国の山川の祭祀をし、始皇帝みずからが征服地に權威を示すことであり、そこには顕彰碑ともいえるべき刻石が7つ立てられた。

平均2年に1回、しかも毎回広範囲の旅であり、数多くの禁苑で宿泊し、頻繁な祭祀活動をした。始皇帝の政治活動は2/3は都で、1/3は巡幸地からのものであった。2回目は3ヶ月、5回目は7ヶ月をかけている。都咸陽を留守にして、地方に出て權威を示した方が政治的效果があった。左右複数の丞相を置き、都の政治機能は留守役の右丞相に任せ、皇帝の政務は左丞相を連れて巡幸地で行った。

始皇帝は巡幸の際に、旧六国の都城ではなく、禁苑を拠点とした。第2・3回の巡幸では、琅邪台の禁苑、第4回は碣石の禁苑に滞在した。第5回の巡幸では、始皇帝は雲夢の禁苑に赴いた後、最後に沙丘の禁苑で急死した。

死ぬまで巡幸した始皇帝にとっては六国の地を抑えるための馳道と

いう皇帝専用道路は、地方の郡県の都会間を結ぶものではなく、中央と地方の禁苑を結んだものである。

「秦地」という中国の西部地方に都する秦王（皇）朝が関東や長江流域地方をうまく支配するためには、その地域にある山川などの自然神を祭ることが最も役に立つ方法であった。

関（山）東地域・泰山の封禪・嶧山の祭り・琅邪・碣石の祭祀などを行った。長江流域における湘山の湘君を祭ったときは、暴風に遭ったので怒って、山の木をすべて伐採した。祭祀が失敗したために、雲夢禁苑で虞舜が祭られている九疑山方向を望祀した。

巡幸の終点を見ると、第1回〜5回は執拗に山東半島と渤海湾を訪れている。その理由はそこが中国古来の「蓬萊神話」の発祥地だからであろう。

山東半島の祭祀のため、旧禁苑を利用するだけでなく、新しい禁苑も作った。琅邪台は3回も訪れ、宮殿も台も築いた。2回目の巡幸では嶧山に登り、祭祀を行った。その後、当地の儒生の話を聞かず泰山に登り、刻石を立てて統一事業を顕彰した文章を刻み、泰山で祭祀を行った。七つの刻石を立てる行為は征服地に威信を示す行動であった。現在は、泰山と琅邪台にたてられた刻石の残片しかない。

巡幸の第2回目に、始皇帝は博浪沙で盗賊に襲われた。巡幸の道程は決して気軽く安全なものではないので、巡幸先で禁苑にしかなかったのは、当時の事情によるものであろう。1980年始皇帝の御陵の車馬坑で銅馬車を発見された。それは始皇帝の専用車のモデルで始

皇帝が第5回目の巡幸途中、沙丘禁苑で死んだ後、死体を都まで運んだものである。

古代における君主が祭祀を行うのは自らの権威を示すための重要な手段であり、天子は天神と人民のバランスをとる中軸である役割を持つのである。皇帝の巡幸というのは、必ずしも君主の個人的な趣味ではなく、それは国家の政治行為という意味を持つ。

二 祭祀巡幸による古代禁苑の変遷

古代君主がどのように祭祀を行ったかについては様々の形があるが、本稿に直接にかかわる巡狩・巡幸祭りだけ述べたい。また巡幸先で祭祀を行う場所となっている禁苑の変化についても検討したい。

1、巡幸祭りとその祀る場所

まず、巡狩するとき帝王はなにをするかについて、上述した『尚書』の史料と似たような史料は『史記』五帝紀にも詳しく記してある。

「舜の摂行する天子の『政（まつりごと）』というのは、都での仕事と各地方の諸侯が守るところに視察を行う。また、仕事とは都と地方とも日々の常務以外に、主なのはやはり祭祀である。例えば、都では天の上帝を類祭し、六宗を禮祭し、山川を望祭し、群神を辯祭し。諸侯の地方に行っても春の「東巡狩」では泰山に登り、柴を焼いて泰山を祭った。東方の名山大川に位を贈って望祭した。また、夏の「南巡

狩」や秋の「西巡狩」や冬の「北巡狩」したが、みな最初東方に巡狩した時のようにした。地方から都に帰って祖父の廟に行き、特別の牛を供えて祭った。五年に一回巡狩し、あとの四年は群后（諸侯）が毎年一回ずつ入朝することにした。（於是帝堯老、命舜攝行天子之政、以觀天命。舜乃在璿璣玉衡、以齊七政。遂類于上帝、禋于六宗、望于山川、辯于群神。揖五瑞、擇吉日、見四嶽諸牧、班瑞。歲二月、東巡狩、至於岱宗、禘、望秩於山川。遂見東方君長、合時月正日、同律度量衡、脩五禮五玉三帛二生一死為摯、如五器、卒乃復。五月、南巡狩。八月、西巡狩。十一月、北巡狩、皆如初。歸、至于祖禰廟、用特牛礼。五歲一巡狩、群后四朝。）とある。

では祭祀はどこで行ったのであろうか。

『史記』五帝紀の史料によると、上古には帝王たちの祭祀は少なくとも「類」祭・「禋」祭・「望」祭・「辯」祭などがある。そのなかに都でする天の上帝への類祭を除いて、みな五年に一度の巡狩するときにおこなう行事である。もちろん、時代によって巡狩祭祀の形がそれぞれである。例えば上述した殷王朝の「外祭」とは、王（又使者）はときに外部の諸神を祀るために地方へ行つて、他氏族と各地の王族と一緒に祭祀するやり方やまた、名山大川の自然神に位を贈つて望祭や就祭をするやり方も古典文献にはよく見られる。

いわゆる「就祭」は君主が巡狩や会盟を行うとき、必ず自ら山川の自然神を祭ることである。例えば『儀礼』覲礼に

「祭山丘陵升、祭川沈。」『尔雅』「祭山曰廋县、祭川曰浮沈」鄭玄

注に「就祭、即是謂王巡狩及諸侯之盟祭也。」とある。

「望祭」（「遥祭」ともいう）とは、帝王は遠い所からする祭りである。「広雅」に「望、祭也。」とあり、高誘の注に「望、祭日月星辰山川也。」と、張守節『正義』に「望者、遙望而祭山川也。（中略）『周禮』春官に「國有大故、則旅（祭）上帝及四望。」という。鄭玄の注に「四望…五岳、四鎮、四瀆。」とあり、賈公彦に「言四望者、不可一往就祭而為壇遙望之、故曰四望。」と注釈した。例えば、秦の始皇帝は、国全土を巡幸したとき、数多くの「台」という祭壇を造つて、日月星辰山川を祀る望祭や就祭を巡幸先で行った。

しかし、帝王たちがこのような祭祀を一体巡幸先のどこで行ったかという問題は従来史料不足であり、ずっと謎のままだったが、幸いに1989年出土した龍崗秦簡に「皇帝に從いて行き、禁苑の中に舍る者は、皆…（從皇帝而行、及舍禁苑中者、皆□□□□□□□□）」という律（令）文が発見されて、始皇帝が巡幸先の禁苑に泊ったことは明確になった。次に、古代における禁苑のこと、また禁苑と巡幸との関連にかんすることを検討しよう。

2、先秦時代の離宮と禁苑

禁苑とは帝王の苑園である。『史記』平準書に「是時禁苑有白鹿」とあり、ここにいう「禁苑」とは実は上林苑を指す。『漢書』循吏伝に「水衡典上林禁苑、共張宮館」とある。この「上林禁苑」は「上園禁苑」ともいう。班固『西都賦』に「西郊則有上園禁苑、林麓藪澤、陂

池連乎蜀・漢、繚以周牆、四百餘里、離宮別館、三十六所、神池靈沼、往往而在。」(『後漢書』班固列伝)とある。いわゆる「上園禁苑」とは「上林禁苑」である。つまり、禁苑とは上林苑のような苑園である。睡虎地秦簡や龍崗秦簡に禁苑にかかわる律令が多くあり、それらの律令によつて、秦国と統一秦帝国にどのくらい禁苑が存在し、どれほど禁苑を重視したかということがわかった。

龍崗秦簡が発見される前に、帝王たちが巡幸先の離宮で泊まったことはわかったが、離宮というのは正宮の他に帝王が巡行する途中、居住する宮室である。『史記』劉敬叔孫通列伝に「孝惠帝曾春出游離宮。」とあり、顔師古注に「凡言離宮者、皆謂於別處置之、非常所居也。」とある。龍崗秦簡の新史料によると分かったのは、帝王たちが巡幸で泊まった離宮はまた禁苑ともいえる。しかし、班固『西都賦』に書くように禁苑の周囲に「墻」で囲つて、そのなかには「離宮別館」があるので、厳密にいうとやはり離宮とは禁苑の中に位置する宮殿を指しているのだ、離宮と禁苑とははっきり区別していることは確かである。

睡虎地秦簡や龍崗秦簡にみえる禁苑律令によると、近畿地方の上林苑のみならず、秦国または秦王(皇)朝の各地方にも数多くの禁苑が存在したことは確実である。その禁苑の由来を簡単に検討してみよう。

先秦時代の苑園というと、最も有名なのは殷王たちの苑園である。例えば、殷紂王の苑は、古本『竹書紀年』に「南距朝歌、北距邯鄲及沙丘、皆爲離宮別館」と記載されている。その「沙丘」というのは龍崗秦簡に「沙丘苑」と記してあり、殷王朝時代から秦王(皇)朝まで

に存続していた禁苑である。その禁苑には「離宮別館」が多くあることはわかっている。実は禁苑の宮殿だけではなく、「台」という建物もある。例えば、上述した『史記』殷本紀に「益廣沙丘苑台、以酒爲池、懸肉爲林、使男女僕逐其間、爲長夜之飲。」とある。

「鹿台」「沙丘苑台」ともに台があるが、なぜ禁苑に台が多いのだろうか。台の本字は臺で、高の省形+至。至は矢を放つて占地し、そこに建物を営む意で、神明の居る神聖な所で、臺もそのような建物である。すなわち、神明を通じ、天文を観るところ(「觀」ともいう)。春秋の楚の荘靈王の「章華臺」も神明の寄るところとされた。燕国には「禪台」があり、「燕噲築禪臺、讓於子之。後昭王複登禪臺、讓於樂毅、毅以死自誓、不敢受」(董說『七国考』)とある。魏国には「靈臺」があり、それはまた「觀臺」「時臺」ともいう。

これらの台の役割とは、祭祀の場所であるのは間違いない。要するに、帝王たちが「日月星辰山川」を祀る際、殆ど台で行う。そして、その祭祀台はよく「靈臺」とよばれた。

周文王のとき、「靈臺」のみならず、「靈沼」「靈園」も造つた。三者とも今西安の西に遺跡がある。苑と園は同じ意味で、『呂氏春秋』重己の注に「禽獸を畜え所で、大曰く苑、小曰く園」とある。つまり、台で祭祀するだけではなく、園や沼などで祭祀関連施設を設けて、神明を通じる神秘的、優雅の場所を造り、祭祀用の珍禽異獸を用意したのである。

春秋にいたって諸侯国王も皆離宮禁苑を作つた。古典文献には晋国

の銅鞮宮・楚の章華臺・晋侯の虢祁宮・魯の郎囿・齊侯の高台深池・呉の台榭陂池などが見られる。楚の章華臺・燕下都の釣台等がその遺跡である。

戦国時代に諸侯国王の離宮禁苑はさらに盛んになった。『七国考』には七国の離宮禁苑に名前が文献に残されたのは50ヶ所がある（半分以上は「台」と称す。）

3、本当の皇室禁苑である秦王（皇）朝の禁苑

夏・殷・周三代における禁苑については、文献史料には詳しく書いていないが、秦の始皇帝が巡幸したときの祭祀場所についての史料は多少ある。

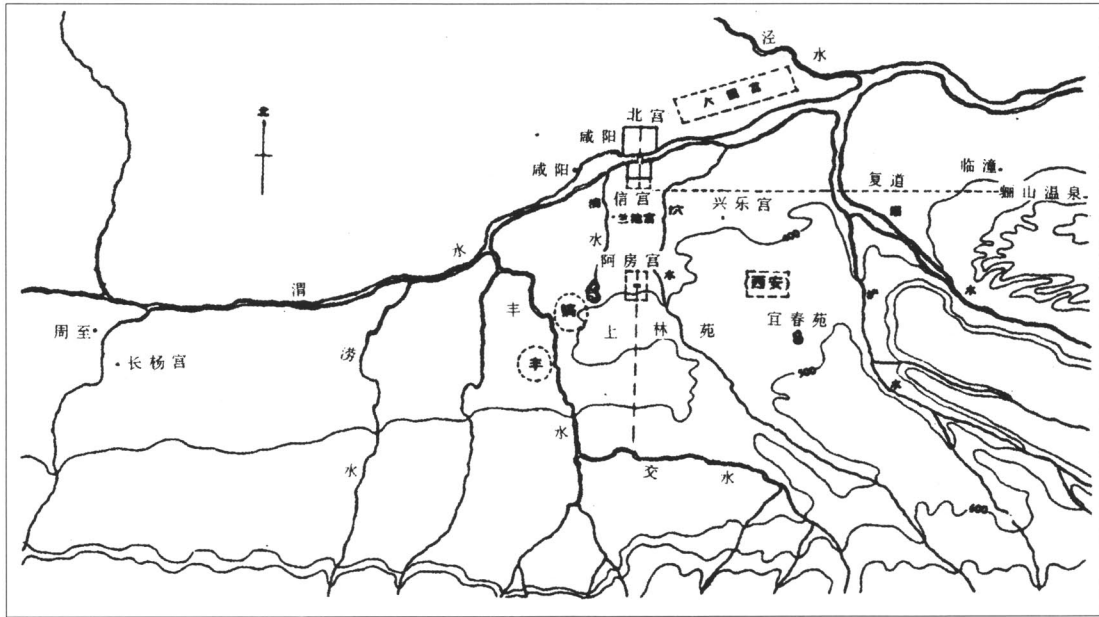
上述したように、祭祀は巡狩や巡幸の主な目的である。始皇帝が五回にわたって各地方への巡幸に関する史料により、その目的が鮮明である。その史料をジャンル別にすれば、やはり祖先神祭祀と自然神祭祀となっている。

まず、秦の祖先神を祭った場所は、戦国秦が歴代の都だろうと考えられる。秦国は周の平王が秦に侯国を封じ（秦襄公8年（BC770））から、秦国は「東進」の方針によって都をますます東へ移した。最初に「汧渭之会」で都を造り、憲公2年（BC714）に平陽（陝西省寶鶏市の東）へ遷都し、徳公元年（BC677）に雍（陝西省鳳翔県の南）へ遷都し、獻公2年（BC383）樸陽へ遷都し、孝公12年（BC350）咸陽へ遷都した。遷都の結果、新しい都だけではなく、

旧都にも祖先廟が残った。故に『史記』秦始皇本紀に「先王廟或在西雍、或在咸陽。」と記した。秦始皇二十七年（BC220）始皇帝が第一回の巡幸したとき「巡隴西・北地、出鷄（筭）頭山、過回中。」（『史記』秦始皇本紀）とし、その路線について、先行研究によってほぼはっきりになった（例えば高景明「絲繡之路長安——隴州道」『文博』1988年第6期）。注目すべきはその路線は秦一族の旧都をすべて通っている。始皇帝は全国を制覇してからいち早く先祖の廟で報告したのではないかと思われる。80年代の発掘によっても秦の旧都の雍城には大量の宗廟遺跡が発見された（陝西省雍城考古隊「鳳翔馬家莊一号建築遺址発掘簡報」『文物』1985年第二期）。しかもそこから宗廟をまた別の場所へ移動させたという説も提出されている（韓偉「馬家莊秦宗廟建築遺址制度研究」『文物』1985年第二期）。

祖先神への祭祀が終わってから、始皇帝は六国旧地の自然神への祭祀を行った。『史記』秦始皇本紀に「二十八年、始皇は東のかた郡県をめぐり、鄒の嶧山に上り、石を立て、魯の諸儒生と、石を立て秦の徳を頌し、封禪や山川を望祭することを議した。そこで泰山に上り、石を立て土を高く盛っておりお祭をし、山を下ったところ、にわかには風雨があり、松樹の下に休んだ。よってその樹を封じて五大夫とした。ついで梁父山の土地を平らかにして地を祭り、石を立て文字を刻した。（二十八年、始皇東行郡縣、上鄒嶧山。立石、與魯諸儒生議、刻石頌秦徳、議封禪望祭山川之事。乃遂上泰山、立石、封、祠祀。下、風雨暴至、休於樹下、因封其樹爲五大夫。禪梁父。刻所立石。」とある。

上林苑などの近畿地方禁苑群



この旅は始皇帝にとって始めての東方六国旧地への巡幸であり、彼が魯の諸儒生と相談した「封禪や山川を望祭すること」はまさにこれから死ぬまで巡幸する方針決めともいえる。

秦王（皇）朝の祭祀の多さは、その時代における禁苑の多さの理由となる。

『三輔黄图』序に咸陽の郊外だけでも「離宮三百」とある（上図）。『史記』に「關中計宮三百、關外四百餘」と。前漢代には關外にある離宮は殆ど諸侯国王の所有地になって、後漢にはさらに廃棄されて、地方豪族のものになった。

關中にある離宮禁苑で有名なのは、上林苑（苑垣は約150kmの中国史上最大規模の禁苑）・驪山宮・甘泉宮・建章宮などである。

平均2年に1回、毎回広範囲の旅をし、数多い禁苑での宿泊、頻繁な祭祀活動をした。その時、秦の始皇帝のオフィスは、咸陽の宮殿群のみならず、その巡幸先にある戦国時代の各国が残した離宮と禁苑にあった。

つまり、古代の帝王が権威を示すために神様を祭る（内祭・外祭・就祭・望祭）のは重要な手段である。龍崗秦簡の新史料によると、禁苑はこれまで考えてきた宮城中にある園より、範囲が広く各地方にも多くあり、必ずしも君主の娯楽地であるとは言い切れない。同じ秦簡によるとこれまで文献にみる離宮は、実は禁苑のなかにあった。それらの禁苑は秦王（皇）朝時代における地方に散在している祭祀の場所

である。

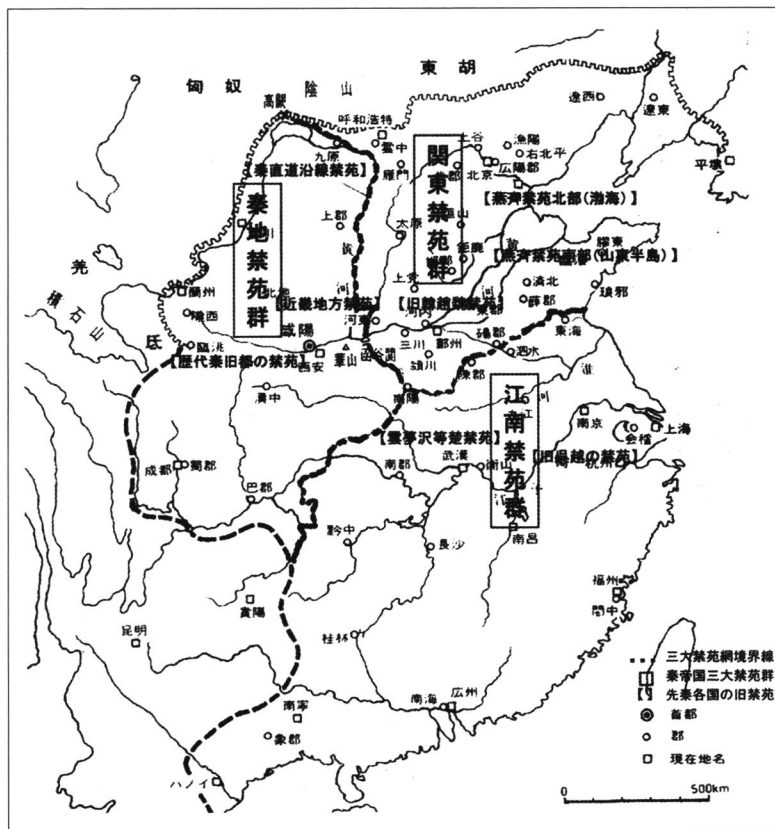
三 秦王（皇）朝禁苑の分布・構造と機能

近年、中国で発見された木（竹）簡により、秦王（皇）朝の禁苑は決して皇室の遊園だけでなく、当時重要な政治を行う場であり、近畿に当る上林苑のみならず、帝国各地にも多くの禁苑が散在していたことが明らかになった。このような「禁苑ネットワーク」の実像どのようなものであったかについて、秦代禁苑の分布・構造・機能などを明かにしたい。

1、戦国の残された禁苑の利用と分布

戦国時代各国の離宮群が秦王（皇）朝の時代に至ってから一律に禁苑と呼ばれ始めたことは、1989年に出土した龍崗秦簡にみえる禁苑に関する秦律（令）の発見から明らかになった。

秦王（皇）朝が全国を統一してすぐ旧国の残した離宮を利用し、もとの戦国時代の秦の離宮と統合して独特な秦帝国の政治システムを造り出そうとした。それを「秦帝国式的な政治綱目」と名付けた。即ち都の咸陽を政治中心の「綱」⇨政治決定本部とし、各地方の禁苑ネットワーク「目」⇨政治執行支部とするような秦王（皇）朝における独特の政治機関網が作られた。その機関網を広く見た場合、大体『史記』貨殖列伝や『漢書』地理志に記された、戦国時代から徐々に成立していつ



た「秦地」「関東」「江南」という地域によくあてはまる。すなわち、西部の「秦地」・東部の「関東」と南部の「江南」の三つから構成されると考えられる。「秦地」とは旧秦国の所在する関中・蜀・趙の西部及び西楚の一部、今日の陝西の全部、四川の大部分、甘粛・内モンゴル・山西・河南・湖北省の一部からなる。また「関東」とは東部は

魏・韓・齊・燕・趙の一部、今日の河北・山東全部、河南・遼寧の大部分と江蘇の一部からなる。さらに「江南」とは南部は現代の江南より大分北の地方に及ぶ戦国楚の大部分地域である。

いわゆる西部「秦地」禁苑群とは、大体以下の三つの区域を含める。1) 近畿の禁苑である上林苑や驪山苑遺跡である。それは秦帝国時代における典型的な禁苑のモデルとなる。2) 甘粛・陝西の渭水流域にある歴代秦の旧都の禁苑であり、典型的な秦式禁苑の源となるものである。3) 林光宮（漢に甘泉宮となる）から内モンゴルの麻池古城までの直道沿線の禁苑である。

関東禁苑群とは少なくとも三組にわけられる。一つは、山東半島における禁苑群である。始皇帝は5回に及ぶ巡幸のうち、4回も山東省を目的地とした極めて重要な禁苑集中地だろうと考えられる。『漢書』郊祀志に「於是始皇遂東遊海上、行禮祠名山川及八神、求僊人羨門之屬。八神將自古而有之、或曰太公以來作之。齊所以爲齊、以天齊也。其祀絶、莫知起時。八神、一曰天主、祠天齊。天齊淵水、居臨菑南郊山下者。二曰地主、祠泰山梁父。蓋天好陰、祠之必於高山之下時、命曰「時」、地貴陽、祭之必於澤中圜丘云。三曰兵主、祠蚩尤。蚩尤在東平陸監鄉、齊之西竟也。四曰陰主、祠三山。五曰陽主、祠之罘山。六曰月主、祠（之）萊山、皆在齊北、並勃海。七曰日主、祠盛山。盛山斗入海、最居齊東北陽、以迎日出云。八曰四時主、祠琅邪。琅邪在齊東北、蓋歲之所始。」とある。ゆえに、山東半島での巡幸とはどこでもある「名山川」だけではなく、古来齊の地方における天・地・兵・

陰・陽・日・月・四時という「八神」も祀った。その「八神」の威霊を新しい王（皇）朝のためにささげさせるように望んだのだろう。

もう一つは燕齊の沿海禁苑については、従来、渤海湾の一带に関する文献史料や伝説を利用しての始皇帝の巡幸に関する研究が少なくないが、巡行途中で立ち寄り政治を行った禁苑に対する研究がなぜ進まないのか、その理由の一つは考古資料が足りないことにある。幸いに、近年遼寧省葫蘆島で秦時代の建築遺跡が多数発見され、それらの史蹟が始皇帝の巡幸した禁苑である可能性が極めて高いとの専門家の説が提出された。また、同じ渤海湾における河北省秦皇島にも始皇帝の禁苑が発見されたので、秦皇島と葫蘆島という両地に位置する禁苑があったのは発掘によってすでに確実になっている。

もう一つは、旧韓趙魏の禁苑も旧楚・呉越地と似たような現状にある。例えば、始皇帝が巡幸の途中客死した「沙丘」は龍崗秦簡にはつきり「沙丘苑」と記され、また睡虎地秦簡にも登場する「河禁」が禁苑かどうか分からなかったが、「河禁」は龍崗秦簡にもみえ、しかも「它禁苑」という禁苑律（令）と並べて発見され、やはり黄河流域に設置された禁苑であると判断できた。

江南地方における旧楚・呉越地の禁苑は史書以外にも記事が少なくない。例えば『越絶書』巻9に始皇帝が37年の巡幸したとき、「更名大越曰山陰」と記して、その「大越」は越王の勾践と大臣の范蠡が造った大越城、すなわち「蠡城」である。もちろん、始皇帝が当時「上会稽、祭大禹」（『史記』秦始皇本紀）したのはこの「蠡城」で祭りした

がどうかかわからないが、可能性が否定できない。また、『墨子』明鬼に「楚之有雲夢（苑）也。此男女之所屬而觀也」とあるが、「雲夢（苑）」の場所は全く確定できなかった。しかし、龍岡秦簡に「雲夢禁中」とあり、張家山漢簡「津関令」に「雲夢附竇園一所在胸忍界中」と書かれている出土文字資料が発見された。竹簡の出土地とその積文とを合わせて、雲夢禁苑の場所は今日の雲夢県楚王城遺跡であろう。楚王城の構造は発掘により大分が解明したので、次にそのデータや雲夢睡虎地秦簡と龍岡秦簡の律文とあわせて検討してみよう。

2、楚王城遺跡と雲夢秦簡にみる禁苑の構造

龍岡秦律は統一秦王（皇）朝の律令であるので、そこにみる禁苑にかかわるものは当時、全国にも通用するはずである。また、戦国秦の律令としての睡虎地秦簡にも禁苑の律令であり、秦王（皇）朝おける禁苑の前身だと考えられる。ゆえに、ここで両秦簡の禁苑の律令によって当時の禁苑構造を復元できると考える。

秦律の一つの特徴は現代人である我々をも驚かせるその厳密性であり、特に皇室に関わる龍岡秦簡のような禁苑に関する禁律はその特徴がよくみられる。禁苑の内部にあたる内側禁律があり、禁苑の外側に当てはまる禁律もある。それだけではなく、禁苑を囲む垣に関わる律もまたある。それらの諸律によって筆者は当時の禁苑の空間構造を検討したい。

まず、禁苑内部構造については、例えば簡23「毆入禁苑中、勿敢

擅殺。擅殺者 \square 」に、もし動物が追われて禁苑に入ってしまったら、敢えて殺してはならないとある。簡38「諸取禁苑中柞・械・樞・楸・産葉及皮 \square 」とのように禁苑のなかで木や木の葉などを取ってはいけない律令がある。簡15の「從皇帝而行、及舍禁苑中者、皆（？） $\square\square\square\square\square\square$ 」の律文は皇帝の伴をした官僚や役人たちはどのように禁苑中で泊まるかについてである。簡23の動物律と簡38の植物律は禁苑中に動物園や植物園とみられる園がある文献記録に有力な左証となり、簡15の皇帝と官吏が禁苑中に泊まる律によると、禁苑中には皇帝が泊まる離宮があるだけでなく、官僚または世話人たちが泊まる場所も設けられていた。この律と、筆者の実地調査で確認した楚王城遺跡にある6つの井戸が集中している井戸群址（集団的な人間、また家畜の給水する場所）²の²ことと合わせて考えれば、やはり禁苑の中の皇帝の随行人員が泊まる施設もあるはずである。

次に、禁苑の外側には『延熹式』にも登場する「堧」という隔離地帯が設置されている。これは、簡27の「諸禁苑為堧（堧）、去苑卅里、禁毋敢取栗（堧）中獸、取者其罪與盜禁中 \square 」にみる禁苑外に設置する堧という隔離地帯にかんする律令が詳しく示している。簡30に「時來鳥、黔首其欲弋射獸者勿禁。 \square 」とは、渡り鳥が飛来する季節なら、黔首が禁苑周辺の堧地で鳥獸を射ようとした場合、禁じてはならないという律令である。また、簡18に「城旦春其追盜賊・亡人、追盜賊・亡人出入禁苑堧（？）者得 \square 」とあり、その律に城旦春の盜賊・亡人を追跡する者は、盜賊・亡人を追うため、禁苑の

塹地に進出すれば（し）得るという内容である。簡28に「諸禁苑有塹（塹）者、□去塹（塹）廿里毋敢每殺□…敢每殺…□」とあり、禁苑は、塹地を置いて塹から外二〇里では、軽率に獣を殺してはいけないという律令である。「塹」とは禁苑の外側に設ける警備地帯であるが、禁苑の外側にまた濠があることは簡1の「諸段（假）兩雲夢池魚（漁）及有到雲夢禁中者、得取灌（？）□□□□□」（およそ兩雲夢官の池を借りて漁業を行い、及び雲夢の禁中に到る者であれば、…灌木を取ることができるとい）という律にみる「池」とは、『孟子』にある城の「池」に当てはまるだけではなく、今日の楚王城遺跡に城壁を囲う濠が残っていることを確認できた。

また、禁苑には城壁があることは龍崗秦簡も睡虎地秦簡にも示している。例えば簡2の「竇（瀆）出入及毋（無）符傳而闌入門者、斬其男子左趾、□女【子】□」とは城壁の水道で出入し及び割り符を持つてなければ門に闌入すれば、その男子は左趾を切り、女子…という律令である。簡39に「禁苑畜夫・吏數循行、垣有壞決獸道出、及見獸出在外、亟告縣。」とあり、禁苑畜夫や吏は、しばしば禁苑を見回り、垣柵が壊れて禁苑の動物が苑外に出ているのを見つけた場合、急いで県に知らせなさいという律令である。また、禁苑の城門を出入りする為の符伝（割符）に関わる律令も多くみられる。例えば簡4に「詐（詐）偽・假人符傳及讓入符傳者、皆與闌入門同罪。」とあり、詐偽をして人に割符を貸してもらったり、他人に割符を譲ったりすれば、みな門に闌入する罪と同じになる律令である。禁苑を囲む城壁に対する

警備やパトロール、また禁苑の出入口での符伝検問制など複雑な律令によって、禁苑を守るための複数の空間警備施設を設けていたことがわかる。

つまり、秦の禁苑律の厳密さは秦王（皇）朝における禁苑の禁中や塹と濠や城壁と門など空簡構造の複雑性を反映しているので、われわれが当時の禁苑の構造を復元できる手がかりとなる。

3、禁苑における祭祀・狩猟・財政の三大機能

本稿ではすでに古代における帝王のまつりごとという祭祀、特に巡幸先で行う祭りの場所となる禁苑の変遷と禁苑の構造を論じてきた。最後に禁苑の性格に言及し、それを祭祀・狩猟・財政の三大機能として述べよう。

まず、古代禁苑の祭祀機能については、「禁」と「苑」という文字の本義から考えよう。「禁」は、そもそも神を祀る聖所という場所を指す字である。『爾雅』釈詁に「林は君なり」とあり、林に神の意がある。「禁」とは林＋示、示は神様を祀る祭卓である形の意味であり、神の聖域の意味である。「苑」は植物園の役割は植物神を祭る意味がある。龍崗秦簡に十数種類の樹木がみられる。古典文献に「園」「細柳觀」「白楊觀」「葡萄宮」「竹園」「柘觀」「棠梨宮」「植物簿」などがよくみえる。また「台」は自然神への祭祀場所であり、特に名山大水にあたる禁苑、例えば泰山・碣石・雲夢・琅邪などではよく見られるものである（楚王城遺跡にも台址が何か所もみつけた）。

前文で古代帝王は巡狩する際の祭祀について論じたが、ここでは文献と出土文字を合わせて帝王の禁苑での祭祀機能について述べたい。

『史記』秦始皇本紀に「三十七年十月癸丑、始皇出游。左丞相斯從、右丞相去疾守。少子胡亥愛慕請從、上許之。十一月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑山。」とあり、龍崗秦簡にみる「雲夢」の出土文字と比べてわかったように、ここでの「雲夢」とは「雲夢禁中」であるので、これは秦の始皇帝が雲夢禁苑で「望祀」したことは間違いない。また、『史記』李斯列伝に「二世驚、自以爲惑、乃召太卜、令卦之、太卜曰『陛下春秋郊祀、奉宗廟鬼神、齋戒不明、故至于此。可依盛德而明齋戒。』於是乃入上林齋戒。」とあり、同じ秦の二世は『史記』秦始皇本紀に「心不樂、怪問占夢。卜曰『涇水爲祟。』二世乃齋於望夷宮、欲祠涇、沈四白馬。」とある。これは皇帝が上林苑で齋戒する例である。齋戒とは物忌みの意味であり、『孟子』離婁に「悪人有りと雖も、齋戒沐浴せば、即ち以て上帝を祀るべし。」とある。齋戒は祭り式前に必ず行う準備であり、普段は禁苑の宮殿で齋戒してから、禁苑の台などで祭祀すると考えられる。『漢書』昭帝紀に「(始元)六年春正月、上耕于上林。」とあり、「耕」とはお正月に禁苑での祭りだろう。

次に、古代禁苑の狩猟機能について述べたい。古典文献には狩猟に関する記述はだいたい祭祀のために行われることと記述した。『爾雅』釈天に「春獵を蒐、夏獵を苗、秋獵を獮、冬獵を狩す」というようになる。狩猟で捕った動物が「囿」に囲いとする。したがって、囿は獵と直接にかかわるのは間違いない。『説文解字』に囿とは「苑(その)に垣有

るなり」とあり、「一に曰く、禽獸には囿と曰ふ」という。籀文として、田形の中に四木を加えた形のものがある。金文の「諫」に「併せて王の宥(囿)を飼(をさ)めしむ」とあって王室の苑囿の意である(『字通』より)。『周礼』地官に囿人の職がみられる。漢代上林苑では「上林詔獄」という職があり、顔師古に『漢旧儀』云上林詔獄主治苑中禽獸宮館事、屬水衡。」と解釈した。

『史記』張釈之伝に「釋之從行、登虎圈。上問上林尉諸禽獸簿、十餘問、尉左右視、盡不能對。虎圈畜夫從旁代尉對上所問禽獸簿甚悉、欲以觀其能口對響應無窮者。」とある。上林苑に「虎圈」のような動物の圈があり、それらの動物はみな「禽獸簿」に記載することがわかった。つまり、囿は禽獸を養うかこいであり、林や池、鳥獸を放し飼いにするとこである。今日の動物園のような場所であるが、厳密にいうと、狩猟できる野生動物園である。禁苑で狩猟することについての記述は古典文献にはよくみられる。

『史記』佞幸列伝に「江都王が入朝したとき、王は詔によって主上に従い上林苑中で狩猟した。道は通行止めとなったが、天子の車はまだ出発せず、まず嬪が副車に乗り、数十百騎を従え駆けまわって、獸の有無を検分した。(江都王入朝、有詔得從入獵上林中。天子車駕蹕道未行、而先使嬪乘副車、從數十百騎、驚馳視獸。)」とある。これだけではなく、秦簡には禁苑の埭地には皇室の狩猟場は設けられることは確実である。古典文献には禁苑には「滄池」「太液池」のような水族館や「虎圈」以外に「狼圈」「走馬觀」「蚕觀」「白鹿觀」「兎園」「鹿台」

「犬台」などの記述がある。

古来、狩猟とは軍事訓練ともいえる。武帝時代の昆明池の水軍訓練を行った。

『史記』に「上林既充滿、益廣。是時越欲與漢用船戰逐、乃大修昆明池、列觀環之。治樓船、高十餘丈、旗幟加其上、甚壯。」とあり、『索隱』に「蓋始穿昆明池、欲與滇王戰、今乃更大修之、將與南越呂嘉戰逐、故作樓船、於是楊僕有將軍之號。又下云『因南方樓船卒二十餘萬擊南越也。』と解釈した。『三輔黃圖』にも「昆明池周四十里、以習水戰」と記述した。

最後に禁苑の財政機能について論じたい。古代における王室の禁苑における土地・川沢・林木・牧畜などは、国家財政と異なり、「少府」の管理によって朝廷財政とする。

殷紂王の鹿台には「錢」蔵があり、歴代の禁苑には地方や外国からの貢品を保存する場所がある。各園・圃・囿・池・既の植動物などは王室の財政源となる。漢代、禁苑の一部の土地を庶民に貸し出し、財政源となった。武帝期にはこの収入は対匈奴戦争の資金となっていた。

武帝のとき、「上林財物衆、乃令水衡主上林。」（『漢書』食貨志）とあり、上林苑に「財物」が多かったため、そこで財政管理する役人が多かった。『漢書』百官公卿表に「水衡都尉、武帝元鼎二年初置、掌上林苑、有五丞。屬官有上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・技巧・六廐・辯銅九官令丞。又衡官・水司空・都水・農倉、又甘泉上林・都水七官長丞皆屬焉。上林有八丞・十二尉・均輸四丞・御羞兩丞・都水

三丞・禁圃兩尉・甘泉上林四丞。成帝建始二年、省技巧・六廐官。王莽改水衡都尉曰予虞。初、御羞・上林・衡官及鑄錢皆屬少府。」と記述したように、財産の管理職名はもろもろあった。当時、禁苑の財政は国の財政と別に、すべて王室の財政である。上林苑では一時的に貨幣を造る特権を持つようになった。『漢書』食貨志に「於是悉禁郡國母鑄錢、專令上林三官鑄。錢既多、而令天下非三官錢不得行、諸郡國前所鑄錢皆廢銷之、輸入其銅三官。」とある。禁苑に集まる財産は膨大な朝廷政治を動かす重要な財源である。

おわりに

本稿では古代帝王の巡幸から始皇帝の禁苑までを通考し、通説の遊び場に反し、禁苑とは秦王（皇）朝の独特な中央朝廷の近畿または地方に設置する政治拠点であると主張する。それは全国を統一したばかりの始皇帝が征服した旧六国民をうまく支配した措置の一つという新しい「禁苑」概念を結んだ。古代における禁苑は祭祀という最も重要な役割があり、軍事訓練も含めて狩猟する場所であり、また国家の財政と異なる朝廷の重要財源であったという特質を解明し、禁苑が古代帝国の大切な存在であったという実像を明らかにした。

1 白川 静氏『象形文字の論理』（『白川静著作集Ⅰ』）を参照。

2 「湖北孝感地区兩処古城遺址調査簡報」（1984年の発掘簡報）

〔『考古』1991年第1期〕。

3 『孟子』公孫丑下に「城非不高也、池非不深也、兵革非不堅利也。」とある。

(山口大学人文学部教授)